

広島県告示第八百一十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第六項において準用する同法第七条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年七月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成十九年八月二十二日 午後二時から

二 場所

安芸高田市吉田町常友一五六四―二 安芸高田市第一分庁舎三階第一会議室

三 案件

安芸高田市における猟法（くくりわな）の禁止について